



# 茨城県報

第 384 号

令和 5 年 (2023年) 2 月 20 日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課) ..... 1
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (4 件) (道路維持課) ..... 5
- 道路の供用の開始 (5 件) (道路維持課) ..... 7
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) ..... 8

### 公 告

- 開発行為の工事完了 (建築指導課) ..... 8
- 道路の位置の指定 (建築指導課) ..... 9
- 入札公告 (2 件) (情報システム課) ..... 9

## 告 示

### 茨城県告示第165号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 5 年 2 月 20 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社ケーズホールディングス

代表取締役 平本 忠

水戸市城南二丁目 7 番 5 号

(2) 株式会社東京インテリア家具

代表取締役 利根川 隆弘

東京都荒川区荒川四丁目 32 番 5 号

(3) SMFL 未来パートナーズ株式会社

代表取締役 寺田 達朗

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェルサイトひたちなか  
ひたちなか市新光町30番の一部

## (2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ケーズホールディングス	水戸市柳町一丁目13番20号	平本 忠
株式会社東京インテリア家具	東京都荒川区荒川四丁目32番5号	利根川 弘衛

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ケーズホールディングス	水戸市城南二丁目7番5号	平本 忠
株式会社東京インテリア家具	東京都荒川区荒川四丁目32番5号	利根川 隆弘

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

## (3) 変更の年月日

令和4年8月1日 外

## (4) 変更する理由

ア 設置者の代表者及び住所変更のため  
イ 小売業者の代表者及び住所変更のため

## 3 届出年月日

令和5年2月10日

## 4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

## 茨城県告示第166号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和5年2月20日

茨城県知事 大井川 和 彦

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社山新  
代表取締役 山口 暢子

## (2) 住所

水戸市千波町2292番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

山新佐原東店

稲敷市西代字東田1457番 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 11,814㎡

(変更後) 13,524㎡

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 422台

(変更後) 360台

ウ 駐輪場の位置

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 71㎡

(変更後) 92㎡

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 32㎡

(変更後) 33.8㎡

(3) 変更の年月日

令和 5 年10月11日

(4) 変更の理由

店舗の増築計画に伴う配置計画変更のため

3 届出年月日

令和 5 年 2 月 10 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 20 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 那珂ファッションモール

那珂市菅谷3624番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

令和 4 年 10 月 20 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1 号	鈴木 誠

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和 5 年 6 月 12 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,172㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 91 台
- (イ) 駐輪場の収容台数 10 台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 50㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 64.4㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前 10 時
  - (閉店時刻) 午後 9 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 午前 9 時 30 分～午後 9 時 30 分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
  - 4 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - 24 時間

キ 届出年月日

令和 4 年 10 月 11 日

## 2 市町村の意見

事 項	那珂市からの意見の概要
ア 騒音・振動の発生に係る事項について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音、振動に該当する施設の設置、特定建設作業等に該当する際は、関係法令による申請、届出をすること。</li> <li>・騒音、振動対策を適切に行い、周辺住民に対して、影響がないように配慮すること。</li> <li>・周辺住民から意見や苦情があった際は、適切な対処をすること。</li> </ul>
イ 廃棄物の処理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理をすること。</li> <li>・ゴミの分別と減量化をすること。</li> </ul>
ウ 国土利用計画法第 23 条 1 項に基づく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗敷地について、新たな所有権移転に伴う売買契約行為又は一時金を伴う賃借権の譲渡又は設定があり、所有者（譲受人）に変更が生じる場合には、国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届け出が必要になる。</li> </ul>
エ 駐車需要の充足等交通に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来客自動車及び搬入車の出入庫に際し、必要に応じて誘導員を配置するなど、市道の交通に支障をきたすことがないよう配慮すること。</li> </ul>

理 由
ア、イ 周辺住民の快適で安全な生活環境を維持及び保全するため。 ウ 市街化区域において、2,000㎡以上の新たな所有権移転に伴う売買契約行為又は一時金を伴う賃借権の譲渡又は設定があり、所有者（譲受人）に変更が生じる場合には届出が必要となるが、当該店舗の敷地面積が2,000㎡以上あるため、届出要件を満たしているため。 エ 南側市道は周辺住民の生活道路となっており、新設出入口での出入庫による混雑が懸念されるため。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月20日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘 要
下妻市長塚字大日前642番1地先から 結城郡八千代町大字本郷字宿屋敷396番2地先まで	(A)	最大	メートル	555
		最小	50.0	
	旧	最大	5.5	
		最小	50.0	
	(B)	最大	5.5	
		最小	50.0	
新 (B)	最大	31.0	555	区域除外（一部旧道移管）
		最小	9.5	



茨城県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月20日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂市瓜連字畠中1085番19地先から 那珂市瓜連字鷺庭1403番3地先まで	(A) 旧	メートル	メートル	
		最大 24.0 最小 5.2	1,689	
那珂市瓜連字杉本4089番1地先から 那珂市瓜連字遠野4641番5地先まで	(B)	最大 45.0 最小 12.0	1,596	
		新 (B)	最大 45.0 最小 12.0	1,596

## 茨城県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月20日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 常陸那珂港山方線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂市額田北郷466番地先から 那珂市額田南郷800番1地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 7.1 最小 6.5	310	
	新	最大 10.8 最小 9.7	310	現道拡幅

## 茨城県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月20日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 江戸崎下総線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷市桑山字向山421番7地先から 稲敷市桑山字浦向468番1地先まで	(A) 旧	メートル	メートル	
		最大 34.4 最小 12.1	177	
	(B)	最大 45.3 最小 19.1	143	
	新 (B)	最大 45.3 最小 19.1	143	旧道移管

茨城県告示第172号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和5年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月20日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 日立いわき線
- 2 供用開始の区間 高萩市上手綱2118番2地先から  
高萩市上手綱2118番5地先まで
- 3 供用開始の期日 令和5年4月1日

茨城県告示第173号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和5年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月20日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 笠間緒川線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡城里町小勝字大藤2818番地先から  
東茨城郡城里町小勝字大藤2845番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月22日

茨城県告示第174号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和5年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月20日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 明野間々田線
- 2 供用開始の区間 結城市大字武井194番1地先から  
結城市大字武井174番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月24日

茨城県告示第175号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和5年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月20日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 常陸那珂港山方線
- 2 供用開始の区間 那珂市額田北郷466番地先から  
那珂市額田南郷800番1地先まで

- 3 供用開始の期日 令和 5 年 2 月 27 日

茨城県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和 5 年 2 月 20 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 20 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 横塚真壁線
- 2 供用開始の区間 筑西市横塚字町東1135番2地先から  
筑西市蓮沼字西原1575番23地先まで  
筑西市蓮沼字西原1572番1地先から  
筑西市蓮沼字守子塚1580番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 5 年 3 月 13 日

茨城県告示第177号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 20 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 事業計画を変更する組合
- 組合の名称 常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合
- 事務所の所在地 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3
- 事業施行期間 自 平成30年3月19日  
至 令和6年3月31日
- 施行地区 茨城県常総市三坂新田町字前田、字向田、字浦田、字沖田の各一部、三坂町字卯ノ起、字向町、字六畝町の各一部
- 設立認可の年月日 平成30年3月19日
- 2 変更認可の年月日 令和 5 年 2 月 20 日

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 20 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称



稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶉原2325番7

2 事業主の住所及び氏名

牛久市ひたち野西2丁目29番地2 プルミエールクラスⅢB101

柳 本 好 治、柳 本 麻 友 子

◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年2月20日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北七建 指令 第21号	令和5年2月10日	藤澤 里美	日立市台原町一丁目 10番14号	常陸大宮市泉字久保内 25番7、同番13、26番 1	メートル 4.30	メートル 25.82

◎入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

令和5年2月20日

茨城県知事 大井川 和彦

1 競争入札に付する事項

(1) 調達に係る賃借機器の名称及び数量

土木部3DCAD用端末① 50台

(2) 調達に係る賃借機器の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃借機器の搬入場所

茨城県水戸市笠原町978番6 政策企画部情報システム課内

(4) 契約の期間

令和5年3月28日から令和10年3月27日まで。ただし、令和5年度以降の歳入歳出予算においてこの入札に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県政策企画部情報システム課 情報基盤管理担当

電話 029-301-2543

F A X 029-301-2598

所属メールアドレス：joho5@pref.ibaraki.lg.jp

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者で

あること。

- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の「リース・レンタル」に登録されている者であること。
- (4) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (6) 調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
  - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
  - イ 暴力団員以外の者が役員を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (10) 県税の滞納がないこと。

#### 4 資料の提出、入札、通知等の方法

この調達には、資料の提出、入札、通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <http://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムにより難しい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式によることができる。紙入札方式によることの承諾を得ようとする者は、2の担当部局に紙入札（見積）方式参加承諾願を提出するものとする。

#### 5 入札説明書及び契約書（案）の交付期間及び場所

##### (1) 期間

入札公告の日から令和5年2月28日（火）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

##### (2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟8階 政策企画部情報システム課

#### 6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

##### ア 質問受付期間

入札公告の日から令和5年2月22日（水）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

## イ 質問受付先

2 の担当部局

## ウ 方法

質問は、電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札による参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

なお、ファクシミリにより質問を提出した場合は、提出後速やかに 2 の担当部局に対して電話により到達確認を行うこと。

## (2) 質問に対する回答の期限及び方法は次のとおりとする。

## ア 期限

令和 5 年 2 月 24 日 (金) 午後 5 時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。また、回答内容は入札情報サービスにも掲載する。

入札情報サービス URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

なお、質問に対する回答について追記及び訂正が生じた場合は、入札情報サービスの発注図書ファイルに随時追加を行う。

## 7 入札等の手続

## (1) 電子入札方式による手続

## ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) に 3 (5) から (10) までに係る証明書を添付し、電子調達システムにより提出するとともに、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## (ア) 提出期限

令和 5 年 2 月 28 日 (火) 午前 10 時まで

## (イ) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート (テキストファイル) 又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル (TIFF ファイル等) のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送 (書留郵便に限る。)、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

## (ウ) 提出先

2 の担当部局

## (エ) 受付通知及び結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和 5 年 3 月 1 日 (水) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6 (2) の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

## (ア) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た価格（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（総額とする。）の110分の100に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年3月8日（水）午後5時まで

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和5年3月9日（木）午前10時

b 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟8階 政策企画部情報システム課

ウ 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

(2) 紙入札方式による手続

ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、確認申請書に3(5)から(10)までに係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和5年2月28日（火）午前10時まで（必着）

(イ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(ウ) 提出先

2の担当部局

(エ) 結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和5年3月1日（水）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入の上、封書で2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、その表面にこの入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書するものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た価格（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（総額とす

る。)の110分の100に相当する金額(整数)を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年3月8日(水)午後5時まで(必着)

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和5年3月9日(木)午前10時

b 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟8階 政策企画部情報システム課

ウ 入札の辞退

2の担当部局へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

競争入札参加者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)第143条第2項各号のいずれかに該当する場  
合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条  
第2項各号のいずれかに該当する場  
合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札  
(免除された者の入札を除く。)

(5) 電報、電話又はファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名を欠くとき。

(10) 紙入札において、誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。

(13) 証明書等審査結果通知書により入札参加資格があると認められたが、資格確認の日から入札日までの間に指名  
停止措置を受けた者のした入札

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

10 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った

者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 11 再度入札等

(1) 再度入札は、1 回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(5) この調達に係る令和 5 年度当初予算が否決された場合は、この公告並びにこの公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。

(6) 詳細は、入札説明書による。

#### 14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease of personal computers for Administration Information Network System 1set ①

(2) Lease period

From March 28, 2023 through March 27, 2028

(3) Time limit for tender

Time limit of tender (by system): 5:00 p. m., March 8, 2023

Time limit of tender (by hand): 5:00 p. m., March 8, 2023

Time limit of tender (by mail): 5:00 p. m., March 8, 2023

(4) Submission location and contact number

Information Policy Division, Department of Planning, Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan

TEL 029-301-2543

#### ●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 5 年 2 月 20 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達に係る賃借機器の名称及び数量

土木部 3DCAD 用端末② 50 台

- (2) 調達に係る賃借機器の仕様等

入札説明書による。

- (3) 賃借機器の搬入場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 政策企画部情報システム課内

- (4) 契約の期間

令和 5 年 3 月 28 日から令和 10 年 3 月 27 日まで。ただし、令和 5 年度以降の歳入歳出予算においてこの入札に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県政策企画部情報システム課 情報基盤管理担当

電話 029-301-2543

FAX 029-301-2598

所属メールアドレス: johoh5@pref.ibaraki.lg.jp

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の「リース・レンタル」に登録されている者であること。
- (4) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本公告に示した調達物品の規格 (仕様) に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (6) 調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が役員を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者  
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(10) 県税の滞納がないこと。

#### 4 資料の提出、入札、通知等の方法

この調達には、資料の提出、入札、通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <http://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムにより難しい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式によることができる。紙入札方式によることの承諾を得ようとする者は、2の担当部局に紙入札（見積）方式参加承諾願を提出するものとする。

#### 5 入札説明書及び契約書（案）の交付期間及び場所

##### (1) 期間

入札公告の日から令和5年2月28日（火）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

##### (2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟8階 政策企画部情報システム課

#### 6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

##### ア 質問受付期間

入札公告の日から令和5年2月22日（水）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

##### イ 質問受付先

2の担当部局

##### ウ 方法

質問は、電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札による参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

なお、ファクシミリにより質問を提出した場合は、提出後速やかに2の担当部局に対して電話により到達確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答の期限及び方法は次のとおりとする。

##### ア 期限

令和5年2月24日（金）午後5時まで

##### イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。また、回答内容は入札情報サービスにも掲載する。

入札情報サービス URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

なお、質問に対する回答について追記及び訂正が生じた場合は、入札情報サービスの発注図書ファイルに随時追加を行う。

#### 7 入札等の手続

(1) 電子入札方式による手続

##### ア 入札参加資格等の確認



競争入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3(5)から(10)までに係る証明書を添付し、電子調達システムにより提出するとともに、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和 5 年 2 月 28 日 (火) 午前 10 時まで

(イ) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFFファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

(ウ) 提出先

2 の担当部局

(エ) 受付通知及び結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和 5 年 3 月 1 日 (水) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た価格（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（総額とする。）の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 5 年 3 月 8 日 (水) 午後 5 時まで

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和 5 年 3 月 9 日 (木) 午前 10 時 10 分

b 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 8 階 政策企画部情報システム課

ウ 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

(2) 紙入札方式による手続

ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、確認申請書に 3(5)から(10)までに係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受

けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和 5 年 2 月 28 日 (火) 午前 10 時まで (必着)

(イ) 提出方法

持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。

(ウ) 提出先

2 の担当部局

(エ) 結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和 5 年 3 月 1 日 (水) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6 (2) の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

入札書に必要な事項を記入の上、封書で 2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、その表面にこの入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書するものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た価格 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額 (総額とする。) の 110 分の 100 に相当する金額 (整数) を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 5 年 3 月 8 日 (水) 午後 5 時まで (必着)

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和 5 年 3 月 9 日 (木) 午前 10 時 10 分

b 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 8 階 政策企画部情報システム課

ウ 入札の辞退

2 の担当部局へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

競争入札参加者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条

第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

#### 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札  
(免除された者の入札を除く。)
- (5) 電報、電話又はファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 証明書等審査結果通知書により入札参加資格があると認められたが、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 10 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 11 再度入札等

- (1) 再度入札は、1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。  
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の

相手方が負担するものとする。

- (5) この調達に係る令和 5 年度当初予算が否決された場合は、この公告並びにこの公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Lease of personal computers for Administration Information Network System Iset ②
- (2) Lease period  
From March 28, 2023 through March 27, 2028
- (3) Time limit for tender  
Time limit of tender (by system): 5:00 p. m., March 8, 2023  
Time limit of tender (by hand): 5:00 p. m., March 8, 2023  
Time limit of tender (by mail): 5:00 p. m., March 8, 2023
- (4) Submission location and contact number  
Information Policy Division, Department of Planning, Ibaraki Prefectural Government  
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan  
TEL 029-301-2543

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)